

一つ星継続申請および二つ星申請について①

申請概要編



国土交通省指定 働きやすい職場認証制度認証実施団体
一般財団法人 日本海事協会 交通物流部 **ClassNK**

目次

1. 2022年度スケジュール
2. 費用
3. 代表的な申請パターン
4. 提出書類の注意事項
5. 電子申請の注意事項

1. 2022年度スケジュール

2. 費用

3. 代表的な申請パターン

4. 提出書類の注意事項

5. 電子申請の注意事項

1.2022年度スケジュール

(骨子P.11)

- 二つ星申新規および一つ星継続申請
受付期間
2022年12月16日(金)～2023年2月15日(水)
- 審査結果通知
2023年5月下旬以降
- 認証事業者公表
2023年6月以降に順次
- 登録証書の有効期間
登録証書発行日～2025年3月31日

システム
17:00まで

申請から認証取得までの流れ

認証申請

申請受付／審査料請求

審査料振り込み 請求後2週間

書面審査 (追加書類の提出要求)

追加書類の提出

審査結果通知／登録料の請求

登録料振り込み 請求後2週間

登録証書発行・認証事業者公表

1. 2022年度スケジュール

2. 費用

3. 代表的な申請パターン

4. 提出書類の注意事項

5. 電子申請の注意事項

2.費用—審査料と登録料

(骨子P.20)



税抜き価格

	一つ星新規		一つ星継続申請		二つ星申請	
	紙申請	電子申請 ①②	紙申請 電子申請②	電子申請① (提出書類をアップロード)	紙申請 電子申請②	電子申請① (提出書類をアップロード)
審査料	50,000円	30,000円	50,000円	15,000円	50,000円	30,000円
	複数営業所を申請する場合 + 3,000円 × 営業所数 (本社除く)					
登録料	60,000円					
	複数営業所を申請する場合 + 5,000円 × 営業所数 (本社除く)					

1. 2022年度スケジュール
2. 費用
- 3. 代表的な申請パターン**
4. 提出書類の注意事項
5. 電子申請の注意事項

3. 代表的な申請パターン例①

(骨子P.6)

- 東京都内、埼玉県内すべての営業所 : 二つ星新規申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 一つ星を新たに申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請 1
埼玉	○	—	—	
千葉	未取得	—	申請 2 ★継続の扱い	
神奈川	未取得	—		

3. 代表的な申請パターン例②

(骨子P.7)

- 東京都内すべての営業所 : 二つ星新規申請
- 埼玉県内すべての営業所 : 一つ星継続申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 一つ星を新たに申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請 1
埼玉	○	—	申請 2	
千葉	未取得	—	申請 2	
神奈川	未取得	—	★継続の扱い	

3. 代表的な申請パターン例③

(骨子P.8)

- 東京都内、埼玉県内すべての営業所 : 一つ星継続申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 一つ星を新たに申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	申請 1	—
埼玉	○	—		—
千葉	未取得	—	申請 1 ★継続の扱い	—
神奈川	未取得	—		—

3. 代表的な申請パターン例④

(骨子P.9)

- 東京都内、埼玉県内すべての営業所 : 二つ星新規申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 一つ星を新たに申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請 1
埼玉	○	—	—	
千葉	○	—	申請 2	—
神奈川	○	—		—

1. 2022年度スケジュール
2. 費用
3. 代表的な申請パターン
- 4. 提出書類の注意事項**
5. 電子申請の注意事項

4.提出書類の注意事項－早見表

(骨子P.23)

労働者数	就業規則	36協定	労働条件 通知書	安全衛生委員会等		健診結果 報告書 様式第6号	改善 報告書
				構成員一覧	議事録		
10人未満	○	○	○	×	○	×	○
10人以上 50人未満	○	○	○	×	○	×	○
50人以上	○	○	○	○	○	○	○

4. 注意事項 – 就業規則

(骨子P.24)

- ① 運転者を対象とした就業規則の写し
- ② 申請する全ての営業所毎に提出
- ③ 表紙に労働基準監督署の受付印があること
- ④ 変更届のみの提出不可
- ⑤ 年5日の有給休暇取得義務化が反映されていること
- ⑥ 賃金規定や退職金規程などの付属規程、運転者以外の規定は提出不要



4. 注意事項 - 36協定

(骨子P.25)

- ① 運転者が適用される36協定であること
- ② 申請する全ての営業所ごとに提出
- ③ 様式第9号関連および協定書を提出
- ④ 申請日または基準日に有効な協定であること
- ⑤ 労働基準監督署の受付印があること

時間外労働
休日労働に関する協定届

様式第9号の4 (第70条関係)

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者							
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする投票、平等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名氏名

労働基準監督署長殿



4. 注意事項 – 労働条件通知書

(骨子P.26)

① 運転者を対象とした労働条件通知書

② 申請する全ての営業所毎に提出

③ 事業所名および労働者名の記載

④ 以下の明示項目の記載が必要

契約期間、就業場所、仕事内容、始終業時間、休日、
休暇、残業有無、賃金（日、支払日含）、退職に関する事項

⑤ 新規採用が無い場合はひな形を提出

労働条件通知書	
年 月 日	
事業場名称・所在地 使用者 職氏名	
期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日～年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入	
1. 契約の更新の有無 【自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はない・その他（ ）】	
2. 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）	
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（年 月 日（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間	
【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（開始日： 完了日： ）	
1. 始業・終業の時刻等 （1）始業（時 分） 終業（時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 （2）変形労働時間制等：（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 - 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日 ） - 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日 ） - 始業（時 分） 終業（時 分）（適用日 ） （3）フレックスタイム制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業）時分から時分、 （終業）時分から時分、 コフレックス時分から時分） （4）事業場外みなし労働時間制：始業（時 分） 終業（時 分） （5）裁量労働制：始業（時 分） 終業（時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条	
2. 休憩時間（ ）分	
3. 所定時間外労働の有無（有、無） 定休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） 非定休日：週 月当たり 日、その他（ ） 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	
4. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → 1か月経過で 日 時間単位年休（有・無）	
5. 代替休暇（有・無）	
6. その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） 詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	

明示必須

4. 注意事項 – 安全衛生委員会等関連書類

(骨子P.27)

① 申請する全ての営業所毎に提出

② 乗務員教育、研修や指導記録は該当しない

③ 開催頻度

【50人以上の営業所】 法定の委員会を月1回以上

【50人未満の営業所】 従業員の意見を聴く機会を月1回程度推奨

④ 提出書類

1) 直近1回分の議事録

開催日時、出席者名、合同開催の場合は所属営業所を記載

2) 構成員一覧 ※50人以上の営業所のみ

4. 注意事項 – 事業改善報告書等

(骨子P.29)

- ① 過去1年間の行政処分全てが対象
- ② 事業改善報告書や改善計画書等を提出
- ③ 停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類を提出
- ④ 労働基準文書警告の場合は提出不要

(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。 ・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。【未遵守計35件】 40日車—①120日車 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	120日車	未遵守計31件以上 (再違反適用)
2	乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。 【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】 ①休憩又は睡眠をした地点及び日時 ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況 10日車—③30日車 (貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)	30日車	記載不備率50%以上 (再違反適用)

日車数内訳

処分日車数 150日車

備考

- ① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)2に定めるところにより算出したものである。

1. 2022年度スケジュール
2. 費用
3. 代表的な申請パターン
4. 提出書類の注意事項
- 5. 電子申請の注意事項**

5. 注意事項 - ログインページ

ログイン

メールで受信しましたアカウント(例：SR0000)をご入力ください。

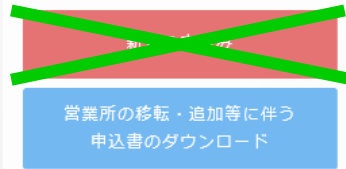
アカウント
SRのアルファベットは共通、X部分は数字4桁

変更
文字認証
大文字小文字の
判別不要

上に表示された文字を入力してください。

5. 注意事項 - 申し込みページ

未読の連絡 (既読済のメッセージは申込み済申請の「連絡およびダウンロード」ボタンからご確認ください。)



新規で申込みれる場合は、こちらからお申込みください。

合格済申請に対する営業所の移転・追加等がある場合は、こちらから申込書をダウンロードください。

必要事項を記載の上、変更を行う申請の「連絡およびダウンロード」ボタンから「メッセージ機能」にてお知らせください。

ご注意：

- 申込み済の申請内容の修正・訂正や追加書類提出につきましては、事業者は操作いただけませんので、申込み済申請の「連絡およびダウンロード」のメッセージ機能をご利用のうえ、弊会までご連絡ください。
- 事業者情報の修正につきましては、画面左のアイコン（横三本線）から「事業者情報編集」へお進みください。

申込み済申請一覧 (1件)

一時保存申請一覧 (0件)

検索したいキーワードを入力してください



過去の申請も表示する

2020年度申請 ★ 一つ星 (新規)

合格

申込み日 2020/12/11 認証単位 事業者全体 申込み番号 SR-001
有効期限 2023/06/30 事業種別 バス (貸切バス、乗合バス) 担当者氏名

お申込み内容の確認

二つ星の申込み

連絡およびダウンロード

継続の申込み

お申込み進捗状況

・ 申請受付
・ 審査料の請求

・ 審査料入金待ち

・ 審査中

・ 審査結果通知 (合格)
・ 登録料の請求

・ 登録料入金待ち

・ 登録証書準備中
*3月以降順次発送

・ 終了

5. 注意事項 - 認証単位選択ページ

申込み情報

二つ星の申込みまたは、継続の申請の認証単位と対象都道府県を選択してください。

認証単位

事業者全体 一部都道府県

対象都道府県

選択	都道府県	認証段階	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	東京都	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	山梨県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	埼玉県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	千葉県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	愛知県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	三重県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	愛媛県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	高知県	一つ星	2023/06/30	削除

一つ星継続申請および二つ星申請について②

認証項目の解説編



国土交通省指定 働きやすい職場認証制度認証実施団体
一般財団法人 日本海事協会 交通物流部 **ClassNK**

目次

1. 一つ星と二つ星の違い
2. 必須項目の注意事項
3. 選択必須項目の注意事項
4. 自由記述項目について

1. **一つ星と二つ星の違い**
2. 必須項目の注意事項
3. 選択必須項目の注意事項
4. 自由記述項目について

1. 一つ星と二つ星の違い

(申請案内書P.2)

- 一つ星：全事業者に取得していただきたい認証段階
- 二つ星：「一つ星」を取得した事業者に目指していただきたい認証段階
- 三つ星：「二つ星」を取得し、更に高みを目指す事業者に取得していただきたい認証段階

	一つ星	二つ星	三つ星
取得できる事業者	法令を順守し、労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを一定程度実施していると認められた事業者	法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施していると認められた事業者	法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められた事業者
評価の対象分野	以下の 5分野 を評価対象とします。 A：法令順守等 B：労働時間・休日 C：心身の健康 D：安心・安定 E：多様な人材の確保・育成	左記の5分野に、 「F:自主性・先進性等」を加えた6分野 を評価対象とします。	法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みについて自由記載で評価 するとともに、 左記6分野について従来の参考項目を加えて項目数を増加 する予定です。
合格基準点の考え方	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は 概ね3割程度 としています。	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は 概ね6割程度 としています。	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は 概ね7割程度 とします。
対面審査(巡回チェック)	認証後 に、認証事業者から 抽出して実施 します(巡回チェック)。	左記と同様ですが、 「一つ星」よりも高い抽出率で実施 します(巡回チェック)。	認証前 に、 申請した全事業者に実施 します(対面審査)。

1.一つ星と二つ星の違い

(申請案内書P.8)

認証項目は、合否を判断するための項目であり、全ての項目を満たす必要があります。

対策分野	「一つ星」認証項目	「二つ星」認証項目
A 法令遵守等	9項目	(同左)
B 労働時間・休日	3項目	(同左)
C 心身の健康	4項目	(同左)
D 安心・安定	トラック8項目、バス8項目 タクシー10項目	(同左)
E 多様な人材の確保・育成	1項目	(同左)
F 自主性・先進性等	なし	1項目

1.一つ星と二つ星の違い

(申請案内書P.11)

対策分野	通し 番号	配点	一つ星 基準点数	二つ星 基準点数
B 労働時間・休日	11	26点	6点以上	14点以上
C 心身の健康	16	12点	6点以上	8点以上
D 安心・安定	19	12点	4点以上	8点以上
E 多様な人材の確保・育成	27	16点	6点以上	10点以上
F 自主性・先進性等	28	トラック：10点 貸切バス：8点 乗合バス：6点 タクシー：6点	—	トラック：6点以上 貸切バス：5点 乗合バス：4点以上 タクシー：4点以上

1. 一つ星と二つ星の違い
- 2. 必須項目の注意事項**
3. 選択必須項目の注意事項
4. 自由記述項目について

認証項目の自認に際しては、働きやすい職場認証公式HPに掲載の「申請案内書」および「よくあるご質問」をご参照ください。

<申請案内書>

P25～P59 認証項目解説書

<よくあるご質問>

2022年度

「働きやすい職場認証制度」
(運転者職場環境良好度認証制度)

申請案内書

<「二つ星」新規申請、「一つ星」継続申請>

申請受付期間

2022年12月16日(金)～2023年2月15日(水)

一般財団法人日本海事協会

対象分野	対象事業			対象期間又は時点	認証項目
	トラック	バス	タクシー	過去1年間(備考参照)	
A	1	法人全体で特定	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事業として同省等のホームページに掲載されていない旨を認める自認書がある。	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事業として同省等のホームページに掲載されていない旨を認める自認書がある。	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事業として同省等のホームページに掲載されていない旨を認める自認書がある。
判断基準	過去1年間、労働基準関係法令(※注)違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事業として同省等のホームページに掲載されていない旨を認める自認書がある。 ※注：①労働基準法、②雇員貸出法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の4法令を労働基準関係法令とする。				
自認書	過去1年間、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事業として同省等のホームページに掲載されていない旨を認める自認書がある。 ※注：①労働基準法、②雇員貸出法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の4法令を労働基準関係法令とする。				
提出書類	なし				
保管書類	なし				
備考	過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。)				
対象分野	対象事業			対象期間又は時点	認証項目
	トラック	バス	タクシー	過去1年間(備考参照)	
A	2	法人全体で特定	労働基準関係法令違反で連続されていない、または、連続されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を認める自認書がある。	労働基準関係法令違反で連続されていない、または、連続されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を認める自認書がある。	労働基準関係法令違反で連続されていない、または、連続されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を認める自認書がある。
判断基準	過去1年間、労働基準関係法令(※注)違反で連続されていない、または、連続されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を認める自認書がある。 ※注：①労働基準法、②雇員貸出法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の4法令を労働基準関係法令とする。				
自認書	過去1年間、労働基準関係法令違反で連続されていない、または、連続されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を認める自認書がある。 ※注：①労働基準法、②雇員貸出法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の4法令を労働基準関係法令とする。				
提出書類	労働基準関係法令違反で連続されていない、または、連続されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を認める自認書がある。 ※過去1年以内に労働基準関係法令違反で連続されている場合は、不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書又は裁許で無罪となっていることが確認できる判決文				
保管書類	なし				
備考	過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。)				



NO	認証項目番号	タイトル	Q ご質問 / A お答え
1	全体	【申請条件】事業許可3年未満の日	Q 申請条件の「運送事業の事業許可の取得後3年以上」というのは、許可日から3年以上でしょうか。それとも、運輸開始日から3年以上でしょうか。 A 事業許可日を起点とします。
2	全体	【申請対象の営業所】ドライバーが所在しない営業所の取扱い	Q 車両を所有しない営業所、ドライバーが所在しない営業所も1営業所として申請の対象に含めるべきですか？ A 本認証の申請は、法人単位を基本としているため、全社に対して労働管理の責任を有する本社については、車両・ドライバーの有無に関わらず申請対象として扱います。その他の支店・営業所については、事業許可・認可を受けている(車両・ドライバーを有する)支店・営業所が対象となります。
3	全体	【対象外業務】トラック・バス・タクシー	Q 運送事業のうち、本認証の対象外となる事業はありますか？ A 対象外となる業務は、貨物軽自動車運送事業、第一種貨物利用運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業(法人・福祉限定)、一般乗用旅客自動車運送事業(個人)です。
4	全体	【対象営業所】新設した営業所	Q 新設して3年を経過していない営業所は、本認証の対象とすることはできませんか？ A 法人として事業許可取得後3年を経過しているのであれば、開設後3年を経過していない営業所も含めてご申請ください。
5	全体	【提出書類】本社一括届出	Q 就業規則や健康診断報告など、本社一括で報告をしており、営業所ごとに資料がありません。本社でまとめた資料の提出でよろしいでしょうか？ A 結構です。就業規則の写しの表紙に「本社一括」の旨記載し、労働者へ届出した「届出事業場一覧表」の写しを合わせて提出してください。
6	全体	【全部の営業所・一部の営業所】全部/一部の営業所の解釈	Q 全部の営業所か一部の営業所かの判断はどのように行えばよいですか？ A 「全て」「一部」の判断は、申請いただく営業所(提出書類の表紙・営業所一覧に記載がある営業所)を対象に行います。全社・営業所一貫に記載のある営業所の全てが該当すれば「全てが該当」、本社・営業所一貫に記載のある営業所のうち1つでも満たしていれば「一部が該当」と判断されます。なお、本社に営業所機能がない場合は、本社以外の営業所が全て満たしていれば「全てが該当」となります。
7	5	【就業規則】労働者が10人未満の就業規則の取扱い	Q 法令上従業員が10人未満の会社は、就業規則の労働基準監督署への届出が義務付けられていませんが、今回認証を受けるにあたっては、10人未満の会社でも労働基準監督署への届出は必要ですか？ A 労働基準監督署への届出は必要ありませんが、就業規則の作成・労働者への周知がなされていることは必要です。労働基準監督署の押印は不要ですが、就業規則の写しをご提出ください。
8	5	【就業規則】就業規則に改定がある場合の取扱い	Q 過去に就業規則の改定を行っています。労働基準監督署に届け出たすべての就業規則(変更前)の写しを提出する必要がありますか？ A 改定がある場合は、最新版の就業規則(届け出た変更点が全て反映され、期定日・改定日が記載されたもの。労働基準監督署の押印は不要です。)及び届出の変更届(労働基準監督署の受付印押印済のもの)の2つをご提出ください。



https://www.untenshashokuba.jp/?page_id=4063

https://www.untenshashokuba.jp/?page_id=3083

2. 必須項目の注意事項

通し番号	認証項目	申請案内書
5	就業規則 が制定され、労働基準監督署長に届出されている。 また、従業員に周知されている。	P.30
6	36 協定 が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。	P.30
7	従業員と労働契約を締結する際に、 労働条件通知書 を交付し、説明を行っている。	P.31
13	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、 安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	P.40

1. 一つ星と二つ星の違い
2. 必須項目の注意事項
- 3. 選択必須項目の注意事項**
4. 自由記述項目について

2. 注意事項 – B 労働時間休日 (通し番号11①～⑬)

通し番号	認証項目	申請案内書
11-①	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	P.33
11-②	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	P.33

2. 注意事項 – B 労働時間休日 (通し番号11①～⑬)

通し番号	認証項目	申請案内書
11-⑥	フルタイムの運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注：1年を通して、毎週2日の休日がある。	P.35
11-⑦	労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。	P.36
11-⑧	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	P.36 FAQ19
11-⑨	特別有給休暇制度(例. 慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。	P.37

2. 注意事項 - C 心身の健康 (通し番号16①~⑥)

通し番号	認証項目	申請案内書
16-①	法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。	P.41 FAQ29
16-④	管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。	P.43 FAQ33,34

2. 注意事項 – D 安心・安定 (通し番号19①～⑥)

通し番号	認証項目	申請案内書
19-①	労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	P.45 FAQ36,37
19-②	病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。	P.46 FAQ38,39
19-⑤	採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	P.47 FAQ41

2. 注意事項 – E 多様な人材の確保・育成 (通し番号27①～⑧)

通し番号	認証項目	申請案内書
27-①	運転免許の取得支援制度を設けている。	P.52 FAQ45
27-②	①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記述）。 【例：運行管理者、フォークリフト、クレーン等】	P.52 FAQ45
27-⑧	【自由記述】 その他、①～⑦に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	P.55 内容が変わりました

2. 注意事項 - F 自主性・先進性等 (通し番号28①～⑥)

通し番号	認証項目	申請案内書
28-③	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。	P.57
28-④	【トラック事業のみ】 認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の認定を受けている。	P.58
28-⑥	【トラック事業のみ】 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。	P.59

1. 一つ星と二つ星の違い
2. 必須項目の注意事項
3. 選択必須項目の注意事項
- 4. 自由記述項目について**

4.自由記述項目一審査方針

- 具体的な取り組み内容を記載してください。
- 記載内容の判定については、審査員が個別に判断します。
- 審査結果は、審査員会の審議を経て最終決定します。
- 審査は、下記3点を確認のうえ、充足可否を判断します。
 - 1) 既存の認証項目との重複がないこと
 - 2) 対策分野に即した取り組みであること
 - 3) 法令上で実施が義務付けられている内容ではないこと

4.自由記述項目一審査方針

✓ 具体的ではない記載の例

「厚生活動」「時短勤務」「麦茶・塩飴」など、単語だけのもの。

✓ 既存認証項目と重複がある例

「時間管理ソフトを使用して残業時間を管理している」

✓ 対策分野に即していない例

“対策分野D 安心・安定”の記載について、「毎年1回講師を招いて安全大会を実施している」など、安全運転に関する記載となっているもの。

✗ 「対策分野D 安心・安定」に安全の取りみ組に関する記述がなされることが多いですが、**対策分野Dは**

「処遇・福利厚生面での運転者の安心・安定のための先進的な取り組み」を記述する必要があります。

✓ 法令上義務付けられているものの例

「全員有給休暇5日の取得ができるよう時期を定めて取らせている。」

4.自由記述項目一記載事例（B 労働時間・休日）

認められると考えられる事例	認められない事例
<ul style="list-style-type: none">● 荷主負担あるいは事業者負担で、高速道路利用を行っている。● ドライバーの採用数を増やし、休暇が取れる体制としている。	<ul style="list-style-type: none">● 時間管理ソフトを使用して残業時間を管理している。（実質的に認証11-⑩と重複）● 従業員全員が年次有給休暇を5日取得できるように時期を定めて撮らせている。（法廷で定められている事項）

4.自由記述項目一記載事例（C 心身の健康）

認められると考えられる事例	認められない事例
<ul style="list-style-type: none">● インフルエンザワクチン接種を会社負担で行っている。● 夏前に熱中症予防講習を行い、夏季には乗務前にスポーツドリンクや塩飴を携帯させている。	<ul style="list-style-type: none">● 点呼の際に血圧測定をしている。（認証項目16-②と重複）● SASスクリーニング検査をしている。（認証項目16-①と重複）

4.自由記述項目一記載事例（D 安心・安定）

認められると考えられる事例	認められない事例
<ul style="list-style-type: none">● 会社負担で従業員を対象とするがん保険に加入している。● 自然災害・交通事故にあった場合の災害見舞金を導入している。 （火災にあった場合xxx円、風水災にあった場合xxx円と事故にあった場合の定額補償であり、労災上乗せや休業補償とは異なる）	<ul style="list-style-type: none">● 毎年1回講師を招いて安全大会を実施している。（安全運転に関する内容であり、安心・安定の趣旨ではない）

4.自由記述項目一記載事例（E 多様な人材の確保・育成）

認められると考えられる事例	認められない事例
<ul style="list-style-type: none">● 女性バス運転手協会に加入し、女性バス運転手がより働きやすくなるための他社事例等の情報取得に努めている。● 産前には配送業務から事務業務へ変更する事が出来る。 <p>※ 今年度から女性に限らず、多様な人材の採用・活躍を対象とすることが可能。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 家庭と両立できる又、子供の送り迎え等家庭の事情に合わせた昼日勤、パートタイム制度を実施している。(通し番号27-⑤と重複)

4.自由記述項目

自由記述項目は、

- ✓ 充足する、充足しないを気にせず
- ✓ 取り組み内容を具体的に
- ✓ なるべく多く

記載してください。

働きやすい職場認証制度の説明会

認証申請のお申込みをお待ちしております



国土交通省指定 働きやすい職場認証制度認証実施団体
一般財団法人 日本海事協会 交通物流部 **ClassNK**